

循環型の経済社会 システムの構築

建設分野における3Rの推進~

総合政策局 事業総括調整官室

建設副産物の再資源化などの状況(建設副産物実態調査)



※斜体字は縮減(焼却、脱水)含み ※建設発生土の実績(下線字)は現場内完結利用を含まない有効利用率

建設リサイクル推進計画の数値目標

対象品目	指 標	推進計画2002 (H17目標)	H17実績	H22目標 (中間目標)	H24目標	H27目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98%以上	98.6%以上	98%以上	98%以上	98%以上
コンクリート塊		96%以上	98.1%以上	98%以上	98%以上	98%以上
建設発生木材		60%	68.2%	75%	77%	80%
建設発生木材※1	再資源化•縮減率	90%	90.7%	95%	95%以上	95%以上
建設汚泥※1		60%	74.5%	80%	82%	85%
建設混合廃棄物	排出量	363.6万 t (H12比-25%)	292.8万 t	220万 t (H17比-25%)	205万 t (H17比-30%)	175万 t (H17比-40%)
建設廃棄物全体※1	再資源化•縮減率	88%	92.2%	93%	94%	94%以上
建設発生土	有効利用率※2	(75%)	(62.9%) 80.1%	85%	87%	90%

に努めて参ります。

※1縮減を含む。 縮減とは、焼却、脱水などにより廃棄物の量を減ずる行為をいう ※2()の数値は現場内完結利用を含まない有効利用率

建設リサイクルに取り組める環境整備

いするとともに、

関係者が連携を図り

今後とも建設リサイクル施策に対し

多くの関係者の理解と協力をお願

リサイクル原則化ルールとは?

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊について、 定条件の下で公共工事におけるリサイクルを排出側、利 用側工事ともに義務化するもの。民間による中間処理施設 の立地を促した結果、民間工事から排出されるものも含め、 コンクリート塊のリサイクル率の向上に寄与しました。

建設リサイクル法とは?

- 定規模以上の建設工事において分別解体やコンクリート 塊などのリサイクルを義務づけるもので、効果としてはコ - ト塊やアスファルト・コンクリート塊だけではな く、建設廃棄物全体のリサイクル等率(焼却、脱水による 最終処分量の縮減を含む)の向上に寄与しました。

しかしながら、

まだリサイクル率の

規制的な手法に加えて、関係者に積極 とする 8 昨年4月に20~24年度を計画期間 を策定し、新たな数値目標の下 「建設リサイクル推進計画20

残されていることから、

国土交通省で

割が建設廃棄物とされるなどの課題が 低い品目もある上、不法投棄量の約7

リサイクル原則化ルール、 発生土のリサイクルに取り組んでいま 、ル法などにより、 建設廃棄物や建設 建設リサイ

玉

土交通省では、

公共工事における 的に働きかけ、 目指すこととしました。 力とした新たな3R※推進手法の構築を 民間主体の創造的な取組みを推進 国民の理解と参画の

とや、 っている企業の評価、 促進と活用の仕組みの検討を行うこ 具体的には質の高いリサイクルを行 地球温暖化対策や環境保全と 民間の技術開発

クル施策の目的の一つとして、 けでなく、資源投入量の最小化、 ち出しており、 効果ガス排出の削減なども建設リサイ を進めることとしています た他の環境政策との統合的展開を打 最終処分量を減らすだ 取組み 温室

Reduce=発生抑制、 Reuse=再使用:

Recycle=再生利用

ホームページをご覧ください 建設リサイクルについての詳細

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/

region/recycle,

国土交通 2009.3